

スポーツ仲裁に関する経験的雑感

—日本スポーツ仲裁機構の第1号仲裁事件の仲裁人として—

萩原金美
(神奈川大学)

はじめに —なぜ、そして何を書くのか？

周知のとおり昨2003年4月に日本スポーツ仲裁機構が設立され、わが国でもようやくスポーツ仲裁制度が始まった。私は図らずも第1号事件に仲裁人として関与するという経験に恵まれた。大変勉強になった。「恵まれた」というのは正直な実感である。

しかし、このたび本誌編集委員会から「スポーツ仲裁機構第1号について」というテーマで執筆を求められ、書くべきか、書かざるべきか、いささかハムレット的な心境を味わっている。「裁判官は弁明せず」とは古今東西を通ずる鉄則であり、仲裁人は一種の裁判官だからである。国家の裁判官との違いは、当事者は裁判官を選べないが、仲裁人は選べるところにある。いわば前者はプレタポルテの裁判官、後者はオートクチュールの裁判官なのである。その代わりに、裁判官の判決に対しては上訴ができるが、仲裁人の判決＝仲裁判断に対しては上訴ができない。(こんな基本的な知識をわざわざ述べるのは国語辞書のほとんどが仲裁と調停とを混同するような説明をしているからである)。それに、仲裁人は守秘義務を課せられている(スポーツ仲裁規則37条3項)。

そんなわけで、仲裁判断の内容(およびその形成過程)について語ることはできないし、またその必要もない—仲裁判断書自体で尽くしている。が、第1号事件の仲裁人経験を通じて、あるいはそれに関連して私が抱いている雑駁な感想には、より良きスポーツ仲裁(制度)の実現のために多少は役立つものがあるかも知れない。だとすれば、それに関する雑文を提供することにも意味があるのかも知れない。そう考えて執筆を承諾したのだが、どうも筆がうまく進みそうにない。ともかく書き始めてみよう。

1 なぜ、仲裁人に選ばれたのか？

仲裁判断書に記載されているように、私は申立人が選任した仲裁人である。なぜ、申立人は私を選任したのか？ 真意のほどは定かでないが、申立人の代理人(複数)が所属する法律事務所の最高経営責任者の弁護士が私の司法研修所時代の同期生そして年来の友人で、彼から「自分の事務所でスポーツ仲裁の申立てを予定しており、仲裁人リストに君の名を見つけた。それで、君を仲裁人に選びたいのだが引き受けてくれるか」という趣旨の電話があった。私は「引き受けてもよいが、仲裁人は一種の裁判官なのだから公平無私な判断をしないとしかいえない」と答えた。彼も「そんなことはもちろん分かっている」と応じた。ちなみに、私は昔15年間裁判官をした。結局自分は裁判官落第生ではなかったかと思うものの、裁判官として最も大切な「公正の感覚」だけは身につけたと信じている²⁾。そして、その後の弁護士、研究者としての生活のなかでも常にこれに留意してきたつもりである。

ところで、私は以上の選任の経緯を他の仲裁人の方々および事務局には話したが、被申立人には開示していない。そして、当時の「公催仲裁法」およびスポーツ仲裁規則でもこのような交友関係の開示は要求されていたわけではない。ただ、新仲裁法は仲裁人に対し、忌避事由になるおそれのある事情を当事者に開示する義務を課している(仲裁法18条3、4項。なお、UNCITRALモデル法12条1項参照)。この開示義務の範囲に上記のような友人関係は入るのか、問題になろう。2004年5月18日に開催された第二東京弁護士会の仲裁人研修会における重要論点の一つはこの利害関係情報の開示であり、なканずく当事者ないしその代理人との友人関係の範囲が難問とされた。今後は上記のような友人関係も開示したほうがよいと思う。正義は実際に行われているだけでなく「行われているように見えなければならない。」(デニング卿—英国の名裁判官³⁾)。

2 審理(審問期日)について

仲裁は迅速であることが生命といってよいが、スポーツ仲裁ではとりわけそうである。他方、仲裁は裁判と異なり、「一審にして終審」なのであるから、ある意味では裁判以上に公正・適正が要求される。迅速だが、粗雑で公正・適正を欠いた仲裁(判断)など裁判と並ぶ紛争解決の選択肢としての仲裁の名に値しない。仲裁と

いう名の専制である。迅速と公正・適正という一見二律背反的な要請に応えるために、仲裁人には格段の努力が求められるのである。この意味で実務的にまず重要なのは、なるべく早く必要かつ十分な時間の審問期日を設定することである。これは言うのは簡単だが、実際には容易なことでない。仲裁人も当事者（の代理人）も他の仕事を抱えており、多忙な人たちだからである。

当然のことながら、仲裁人は準備作業として当事者提出の資料を精読し、審理計画を立てて期日に行うべき事項について仲裁人間で十分な打合せをしておかなければならない。これもひどく時間を食う作業である。（参考までにいえば、私自身は事案とその問題点を整理・理解するために、手元の資料に基づく暫定的仲裁判断の理由の素案を走り書きしてみた。これに囚われては絶対にいけないが、書くことは精密に考えることである。たしか大哲学者西田幾多郎が「私は書きながら考える」という名言を残している。）

本件の審問期日は国民の祝日である7月21日午後1時からと定めた。この1回の期日で審問を終えることができると考えたのである。関係者にとって貴重な疲労回復と家族サービスに充てるべき休日の時間を奪ってしまうわけで、決して好ましいことではないけれど、他に関係者全部に好都合な期日がなく、まことにやむをえない仕儀であった。仲裁人の一人として関係者のご協力に感謝したい。

審問期日における当事者双方の主張、立証の仕方は民事訴訟のそれと事実上大差ない。通常の民事訴訟と異なり、仲裁では原則として職権探知主義が妥当するとはいうものの、実際には当事者が活動の主役であるし、そうならざるを得ないのは事理の当然でもある。ただ、当事者側は仲裁人の介入が民事訴訟よりもやや多いと感じたかも知れない。関係者の対質など事実関係の聴取はかなり自由に行った。

すこぶる充実した集中審理が実現でき、午後6時までに審問を終えることができた（途中、若干の休憩をとったが）。この審問を通じて、やはり集中審理が心証形成には最適だという平凡な真理を改めて痛感させられた。本件では、関係者の供述はテープ録音したが、速記はとってない（日本語には同音異義語が多いので、疑問がある場合はその都度確認しておくことが肝要である。なお、日本語の特殊性については後述参照）。裁判のように速記録や要領筆記の供述調書を作成するとすれば、それだけで膨大な時間とエネルギーを要してしまう。これを後日読むのは時間の浪費であり、そうしても言語表現に随伴する非言語的メッセージの再生は不可能に近い。直接聴取した主張、立証（関係者の供述など）に基づき、即時

に行ったほうがはるかに的確な事実認定・判断が可能となる。すなわち、迅速と公正・適正とは決して矛盾しないどころか、おおむね見事に両立するのである。

3 評議(合議)と仲裁判断書の作成について

評議は審理終結直後の約1時間と日を改めて7月26日午後1時からの2回行った。26日は午後6時半ごろまで評議した。重要な部分については文案の表現についてまでかなり詳細な検討を行った⁴⁾。(26日の評議の前に、すでに仲裁判断の一応の原案が作成されていたのである。起案者である仲裁人の労苦は察するに余りある。)裁判における評議ではこの程度の事案について普通こんな丁寧な評議はしない(という語弊があるならば、私の乏しい裁判官経験ではなかった)。私個人にとってこの評議(仲裁判断書の作成を含めて)はものすごく有意義で知的刺激に満ちたものだった。自分よりもずっと若く、専門分野も異なる優秀な法学者二人と長時間にわたって密度の濃い議論を上下したことに名状しがたい充足感を覚えた。自分はまだ知的に全く呆けていないことを確認できた気がする(あるいは自惚れか?当時の私は72歳)。ただ、議論が1時間半ぐらい続くと頭が疲れてしまうので、時々小休止をさせてもらったのはちょっと情けない次第である(お二人は全く疲れていないように見えた)。

さて、仲裁判断書の作成は仲裁人にとって多大の時間とエネルギーを要求する仕事である。仲裁判断は原則として「審理終結の日から3週間を経過する日までに」しなければならない(スポーツ仲裁規則42条1項)。ということは、仲裁判断書が完成していなければならないことを意味する(論文などと違って原稿では足りない。念のため)。

一般論として、仲裁判断書の作成という共同作業を困難ならしめる最大の原因は、日本語の特殊性にある(これは私の経験上、各種の審査会等の合議体における意思決定文書全体に通ずる問題だといえる⁵⁾)。日本語は漢字と二つの仮名を混用し、しかも句読点や語順など正用法が確立しておらず、自由度が大きいからである。例えば、法令用語として「及び」と「並びに」、「又は」と「若しくは」の使い方には確立したルールがある。しかし、それを漢字交じりで書くか、全部平仮名で書くかは別問題である。また、同一の言葉・表現について字面や読みやすさを考慮して必ずしも統一的用法にこだわらないか、それとも統一的用法で一貫するかも人により異なる。さらに、読点の付け方にいたっては百家争鳴の観すらある⁶⁾。これらに

ついて仲裁人間で意見が異なったらどうするか。結局のところ文章感覚の問題であり、どうしようもあるまい。私は「疑わしいときは起案者の利益に」という原則を採用している。つまり、語法の誤りや明白に不適切な表現以外は、起案者の文章を最大限に尊重するのである。

ちなみに、地裁の合議体では最年少の左陪席が判決起案をするのが通例であり、それを裁判長や右陪席が修正する。キャリア裁判官制においては判決起案とその厳密を極める修正は裁判官養成教育の一環という面もあるからである。したがって、上記のような問題はまず現実的に表面化しない。しかし、法律感覚と文章感覚とは別物であり、優れた裁判長の直した判決文が原文よりも文章としては悪文ということもありうる。(念のため附言するが、裁判長らの修正自体は必ずしも裁判官の職務上の独立と矛盾しない。修正は起案者の同意を前提にしており、また同意がなくとも多数意見が修正を是とすれば足りる。)

仲裁人のほとんどはすでに文章について定見を有している人であろうから、仲裁判断書における用語法などの統一はなかなか難しいと思われる。仲裁判断書は公的文書ゆえ互いにより自己の文章感覚を固執しないよう自戒し、前述した「疑わしいときは起案者の利益に」の原則に従うべきではあるまいか。瑣末な文章表現に拘泥しすぎると、それが感情的な対立にまで発展し、仲裁人間のより良き共同作業を妨げることになりかねない。多少の文章表現の不統一はやむを得ないものと覚悟したほうがよい。

幸いにも本件では理想的な共同作業ができたと思う。われわれは電子メールやファックスを用いて何度も何度も一字一句にいたるまで精密な検討を加えた。顧みて私は、他のお二人の仲裁人の知的謙抑と寛容さに心から感謝せざるを得ない。(もちろん本件仲裁判断書の(文章としての)評価は読者に委ねられている。)

これに関連して、わが国であまり論議されていない重要な問題は、仲裁判断における少数意見の表示の可否である。とりわけスポーツ仲裁においては仲裁人の職業(的背景)などの多様化が想定されるから、仲裁人の意見が結論、理由の両者またはいずれかにおいて異なることがありえよう。これはある意味では歓迎すべきことである。「君子は和して同ぜず」である。その場合には多数意見によって決すればよいわけだが、少数意見の表示を認めるかどうかの問題になる。裁判についても仲裁判断についても立法例や実務は分かれている。本件ではそういう問題は全く生じ⁷⁾なかったが、その発生の現実的可能性にかんがみ早急に議論を深めるべきだと考える。

おわりに

「裁判官＝仲裁人は弁明せず」だから、あまり書くことはないのではないか、どうやって与えられた紙数を消化しようかと危惧していたのだが、雑文を書き連ねているうちそれをすでに超過してしまった。

本稿で述べたことは、私限りの記憶とそれに基づく雑感である。もとより記憶に誤りがありうるし、全てについて私のみが責任を負うべきものである(評議の秘密に微妙に関わる部分があったかも知れない)。実はなるべく正確であることを期するため、他の仲裁人の方々や事務局などに原稿に目を通してもらうことも脳裏に浮かんだけれど、夏休み中にご迷惑をかけることを懸念し、かつは時間の制約もあり差し控えた。こんな雑文でもスポーツ仲裁に対する理解を広め、深めるためのささやかな一助になりうるとすれば望外の幸いである。

【注】

- 1) 拙稿「仲裁と調停—弁護士会仲裁の手続法的考察を中心に—」『石川明先生古稀祝賀 現代社会における民事手続法の展開 下巻』商事法務、2002年、352頁参照。
- 2) 拙著『裁判とは何か—市民のための裁判法講話—』お茶の水書房、2003年、16—17頁参照。
- 3) 拙著・前掲、13頁参照。
- 4) 評議については、理由合議説と結論合議説との対立がある。民事では前者によるが、刑事の通説は後者といわれる。仲裁ではどう解すべきか。後述する仲裁判断における少数意見の表示の可否という問題にも関連する興味深い問題である。いずれ別稿において論及したいと思う。
- 5) この問題については、拙著『民事司法・訴訟の現在課題』判例タイムズ社、2000年、122—123頁参照。最近のものでは、高島俊男『お言葉ですが…⑤ キライなことは勢揃い』文春文庫、2004年の「使う方」ではわからない(211頁以下)などが参考になる。
- 6) 読点については多くの文献があるが、句点について論じたものとして、拙稿「法律論文(文書)における引用文末尾の句点の取扱いについて」判例タイムズ1133号77頁以下(2003年)参照。
- 7) この問題はUNCITRALモデル法やICC仲裁規則でも完全に解決されていない。近く別稿において詳論することを予定している。ちなみに、わが国における仲裁法の代表的研究者といえるべき谷口安平、小島武司両教授は積極説である(谷口「仲裁判断における少数意見について」法学論叢138巻1・2・3号52頁以下(1995年)、小島『ADR・仲裁法教室』有斐閣、2001年、149—150頁)。